年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1.	今回	0	あっ	っせん	۷,	等	ഗ	概	要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月31日から同年9月1日まで 年金記録によると、A社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平 成19年8月31日とされているが、同日まで同社に勤務していた記憶があ る上、給与支払明細書でも同年8月分の保険料が給与から控除されている ので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持する給与支払明細書、事業主が保管する 平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の証言から、申立人はA 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か ら控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成19年8月31日と誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1827

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に 基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めること はできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から47年8月1日まで

② 昭和58年10月1日から59年9月1日まで

③ 昭和60年1月1日から平成元年10月1日まで

A社に係る年金記録では、申立期間①の標準報酬月額はその直前の6万4,000円から5万2,000円に、申立期間②については直前の38万円から34万円にそれぞれ減額されている。また、申立期間③は最高等級の標準報酬月額であったはずだがそうなっていない。申立期間①、②及び③当時、残業手当はほとんどなかったが給与は毎年増額していた記憶があるので、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社に申立人と同一日に入社し、当該期間においても在籍していた厚生年金保険被保険者 172 人のうち、37 人の被保険者の標準報酬月額が、申立人と同様、昭和 46 年 10 月 1 日付けで減額されていることが確認できる。

また、当該同僚のうちの複数の者は、「当時、残業代は支給されていたが、 その額は景気により減ることがあった。また、昭和 46 年は景気が悪く一時 帰休させられる者もいた。」と述べており、時間外手当及び休日出勤給の増 減により標準報酬月額が変動した事情がうかがわれるところ、申立人の標準 報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっていた事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人と同一日に当該事業所に入社し、当該期間においても在籍していた厚生年金保険被保険者 63 人のうち、15 人の被保険者の標準報酬月額が、申立人と同様、昭和 58 年 10 月1 日付けで減額されていることが確認できる。

また、当該同僚のうちの複数の者は、「基本給自体の額が下がることは無かったが、給与総支給額は残業代により大きく変動していた。」と述べており、同僚が所持する給与明細書からも、時間外手当及び休日出勤給の増減が

確認できるところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっていた事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「当時、管理職に就いていて給与は毎年 増額していた時期で、標準報酬月額は最高等級だったはずである。」と主張 しているが、オンライン記録及び同僚の証言によると、申立人と同一日に当 該事業所に入社した同年齢の複数の同僚に係る標準報酬月額の変遷及び管理 職への昇格の時期は申立人の場合とほぼ同様であり、申立人の標準報酬月額 のみが特段低いとは認められない。

また、申立人が所持する昭和 63 年 6 月分、同年 9 月分、同年 10 月分及び同年 12 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人及び同僚の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致しており、遡及して訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

加えて、当該事業所では、申立期間①、②及び③に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料は残存していないとしていることから、上記のとおり昭和63年6月分、同年9月分、同年10月分及び同年12月分の給与明細書により確認できる保険料控除額を除き申立人の報酬月額及び保険料の控除について確認することができず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1828

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月頃から51年5月1日まで

昭和47年3月頃にA社に入社し、申立期間内にあった成人式ではお祝いに会社から背広を作ってもらったことを覚えている。また、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことも記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和47年3月1日からA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年5月1日であり、申立人を含む131人が同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時の取締役は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和51年5月からであり、それまで従業員は個々に国民年金に加入していた。」と証言している。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主からは、当時の状況を聴取することができない上、他の同僚は給与明細書等の当該期間における厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。